（車幅灯）

第123条　（略）

２～４　（略）

５　車幅灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　車幅灯を自動車に取り付けた状態において、当該車幅灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　車幅灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に車幅灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（前部上側端灯）

第124条　（略）

２～４　（略）

５　前部上側端灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　前部上側端灯を自動車に取り付けた状態において、当該前部上側端灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　前部上側端灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部上側端灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（前部反射器）

第125条　（略）

２～４　（略）

５　前部反射器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　前部反射器を自動車に取り付けた状態において、当該前部反射器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、反射光の色及び明るさに係る基準に適合すること。

二　前部反射器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（側方灯及び側方反射器）

第126条　（略）

２～８　（略）

９　側方灯及び側方反射器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　側方灯及び側方反射器を自動車に取り付けた状態において、当該側方灯及び側方反射器が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

（車幅灯）

第123条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（前部上側端灯）

第124条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（前部反射器）

第125条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（側方灯及び側方反射器）

第126条　（略）

２～８　（略）

（新設）